

福祉だより

自動車税減免対象者

障害の区分	障害の等級
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2 (身体障害者本人が運転する場合)
下肢不自由	1級から6級までの各級 (生計を一にする者が運転する場合)
体幹不自由	1級、2級及び3級の1 (身体障害者本人が運転する場合)
心臓機能障害	1級から3級までの各級
じん臓機能障害	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級
精神薄弱	1級及び3級 (生計を一にする者が運転する場合) A

身体障害者等の自動車税減免申請手続きの改正
身体障害者等の障害の程度によって、自動車税が減免される制度がありますが、この証明手続きについて一部改正

書のほかに、民生委員等の証明が必要となりました。詳細については、市福祉事務所へおたずね下さい。
(☎(43)1111内線277)

がありました。

障害者本人が運転する場合は、従来どおりですが、生計を同一にする方が運転する場合は、通院、通学、通勤証明書のほかに、民生委員等の証明が必要となりました。詳細については、市福祉事務所へおたずね下さい。
(☎(43)1111内線277)



児童手当を受給されている方へ

児童手当を受給されている方は毎年一回、六月中に「児童手当現況届」を提出していただくことになります。

この「児童手当現況届」とは、受給者の前年の所得や養育等について、毎年六月一日の状況を確認して、引き続き児童手当の支給を受けることができるかどうかを見る大切な届けです。

必ず期日までに提出して下さい。もし、この期間内に届け出をしない場合は、支給要件にあてはまついても、六ヶ月以降の児童手当を受けることができなくなりますからご注意下さい。

なお、六月から所得制限の限度額が变りますので、今まで一定の所得を越え、児童手当を受けられなかつた方も申請してみて下さい。

届け出の際、持参していたものは、

- 一、印鑑
- 二、保険証
- 三、厚生年金等に加入している人は、年金加入証明書(用紙は福祉事務所にあります)

機能訓練対象者の把握調査について

老人保健法に基づく機能訓練事業を実施(十月予定)することとなりました。

各地区民生委員の方にご協して下さい。

○住所がかわったとき
○公務員又は公共企業体の職員になったとき

○受給者が死亡又は資格を失ったとき
○子の出生により支給要件児童が増加したとき
○支給要件児童が十八歳になつたとき

○母子家庭の方には、母子家庭医療費受給者証が交付されていますが、この受給者証の有効期間は六月三十日までとなっています。

母子家庭医療費受給者証の更新

母子家庭の方には、母子家庭医療費受給者証が交付されていますが、この受給者証の有効期間は六月三十日までと

なっています。

七月一日から使用する新しい受給者証の更新手続きを、六月中にして下さい。

手続きには、保険証と印鑑が必要です。

問い合わせは、市福祉事務所(☎(43)1111内線277)

保健環境課保健係(☎(43)1111内線247)